

令和3年三重県議会定例会
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料
目 次

◎所管事項

(1) 今後の県政運営の基本となる計画の策定について	1
(2) 県立大学の設置の検討について	5
(3) メディアミックスによる県情報の発信について	11
(4) S D G s 推進パートナー登録制度について	17
(5) 北朝鮮による拉致問題の解決に向けた取組について	29
(6) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について	31
(7) 審議会等の審議状況について	33

【別冊1】

第2回県立大学の設置の是非を検討するための有識者会議議事概要

【別冊2】

県立大学の設置検討に関する先進事例調査報告

令和3年12月15日
戦 略 企 画 部

(1)今後の県政運営の基本となる計画の策定について

新型コロナウイルス感染症への対応や人口減少対策など直面するさまざまな課題への対応を進め、将来世代も含めた県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を県民の皆さんと共に作り上げていく必要があります。

このため、おおむね 10 年先(2030 年頃)を見据えた県政運営の指針となる長期ビジョンとともに、長期ビジョンの基本理念(めざす姿)を実現するための施策の取組方向を示す中期の戦略計画を令和4年6月を目途に策定します。

1 計画の性格・位置付け、計画期間

(1) 強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)

おおむね 10 年先(2030 年頃)の三重県のめざす姿とともに、今後の県政運営の基本方向を示す長期ビジョンとして、「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」を策定します。

(2) みえ元気プラン(仮称)

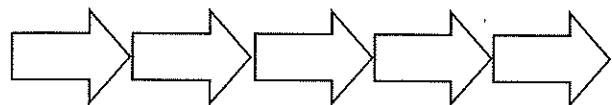
長期ビジョンの基本理念(めざす姿)の実現に向けて、県政150周年の節目を迎える令和8年度をターゲットとする約5年間の中期の戦略計画として、「みえ元気プラン(仮称)」を策定します。

※計画の主な構成(案)は、別紙のとおりです。

2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13
------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(1) 強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)

(2) みえ元気プラン(仮称)



(単年度の県政運営の方針)

※みえ元気プラン(仮称)の進行管理は、
毎年度策定する単年度の県政運営の方針
と評価の仕組みによって行います。

2 計画の策定スケジュール

議会日程をふまえ、次のスケジュールで策定作業を進めます。

- 令和4年2月 概要案の説明
- 4月 最終案の説明
- 6月 議案(成案)の提出
策定

3 計画の策定方法

次の検討方法により、策定作業を進めていきたいと考えています。

(1) 全庁的な検討体制

庁内会議における議論、各部局等による全庁での検討を行います。

(2) 有識者からの意見

外部の有識者会議において、広い視点からご助言をいただき検討を深めます。

(3) 県民の皆さんとの意見

パブリックコメント、県政だより等により、県民の皆さんのご意見を伺います。

(4) 市町との意見交換

市町長等との意見交換、市町職員向け説明会の開催等を通じて、市町の皆さんとの意見も聴き、検討を行います。

上記のほか、各部局が所管する審議会・会議等も活用しながら、幅広く県民の皆さんからご意見をいただくこととし、計画策定に反映していきます。

計画の主な構成(案)

(1) 強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)

① 現状認識

大規模災害等のリスクの高まりや経済・産業の動向、地球温暖化の進行、人口減少・高齢化の進展等、本県を取り巻く時代潮流や社会経済情勢の変化を整理します。

② 基本理念

おおむね 10 年先(2030 年頃)の三重県のめざす姿や、その実現に向けた基本的な考え方を示します。

③ 県政運営の基本姿勢

県政を展開するにあたっての県の基本的な考え方を示します。

④ 政策展開の基本方向

めざす姿を実現するための政策展開の基本方向を示します。

(2) みえ元気プラン(仮称)

① 基本的な考え方

三重の持つ良さ・強みを積極的に活用しながら、さらなる成長・発展を遂げられるよう、県政 150 周年の節目となる令和8年度を目途に多様な取組を展開していくことを示します。

② 直面する主な課題への対応

「みえ元気プラン(仮称)」の計画期間である約5年間で特に留意して取り組む必要がある課題(人口減少対策等)を捉え、現状と課題、取組方向を示します。

③ 政策・施策

「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」に掲げる基本理念(めざす姿)を実現するため、政策、施策を定め、政策の方向性や、それぞれの施策のめざす姿や取組方向を示します。

(2) 県立大学の設置の検討について

県立大学の設置の検討については、高校生等を対象とした学びの需要調査の結果等とともに、有識者会議で設置検討の議論を進めるとともに、新たに3校の公立大学に先進事例調査を実施して、今後の検討の参考となる内容等を収集しました。

1 有識者会議

専門的な見地から意見をお聴きするため、「県立大学の設置の是非を検討するための有識者会議」を設置し、6月8日に第1回会議、11月5日に第2回会議を開催しました。

第2回会議では、県立大学の必要性、県立大学の果たす役割、これからの大学に求められる条件等について議論しました。

今後、2回（12月20日（月）、1月下旬）の会議を予定しており、最終的に当該会議から県に県立大学の設置の是非の検討に関して報告をいただく予定です。

第2回会議の概要

日時：令和3年11月5日（金）

場所：三重県庁講堂131・132会議室およびオンライン

論点：
①ニーズ調査の結果等をふまえた県立大学の必要性について
②県立大学が果たす役割について
③これからの大学に求められる条件について

今後の18歳人口の減少に伴い大学の設置は必要でないとの意見について
委員の主な意見

①ニーズ調査の結果等をふまえた県立大学の必要性について

- ・高校生、保護者ともに「進学先の候補として考える」割合が高く、その理由として学費が安い、自宅から通えることが上位にあるため、経済的な負担を最小限に抑えて進学できるという観点で一定の必要性はあると思われる。
- ・データからはニーズが見込まれるが、本質的な課題は、県立大学を設置しても就職時に学生が県外へ流出してしまう可能性があることである。そのため、学生と地元企業との結びつきを高める必要がある。
- ・調査結果から一定のニーズは読み取れる。地元に残りたいが受け皿がなく、結果的に希望がかなわない生徒がいるのではないかと考えられるため、そういった観点から、大学をつくるべきかどうか議論を進めることは良い。
- ・地方創生の観点から、若者の県内定着を目的とした教育機会の創出を検討するならば、県立大学卒業生をどういうところに就職させたいのか、また就職の見込みがあるのかという点についてさらに詳しく調べる必要がある。
- ・大学があれば街全体を活気づかせるだけでなく、地元企業にとっても、学生と連携する機会を得られるなど、企業活動の活性化に繋がる。大学の設置により若者が活躍する場が県内に増えることは、県にとって良いと考える。
- ・既存の県内高等教育機関だけでは十分に満たしきれていないニーズを満たすことができれば、三重県のこれからを支えてくれる生徒が、県内で学び、県内企業に就職してくれると期待できる。

②県立大学が果たす役割について

- ・大学在学中に地域の魅力に触れる、地域と強い繋がりを持つ、県内企業と共同研究するなどにより、卒業後の県内就職につながる効果はあると考えられる。
- ・県立大学の役割として、自分から主体的に動ける学生を地元にとどめるために、学生と地元企業が接する機会を創出し、現在の大学ではまだ少ないアクティブ・ラーニング系の授業を体験させることができると考えられる。
- ・県立大学の果たす役割を大きくとらえ、県立大学に入学した学生だけでなく、地元の他の大学やその学生、地域の高校生や企業に対しても広くプラスの影響を与えることができるのであれば、県立大学をつくる意義はある。
- ・地元との密着度の高い県立大学の設置を検討しているのであれば、インナーシップの受け入れ見込みや研究面での産学連携の可能性など、地元企業との連携方法や、設置後の県のサポートも含め、綿密に考えておく必要がある。
- ・企業と学生が接点を持つことは、企業にとって刺激があるだけでなく、学生にとっても就職してからの自信に繋がる。
- ・県立大学であれば、県の政策を考えていくシンクタンク的な役割を担うべきである。そのような意識を持った教育は、リアリティを持って産業界と協力でき、学生にとっても面白くなると思う。

③これからの大学に求められる条件について

今後の18歳人口の減少に伴い大学の設置は必要でないとの意見について

- ・県外からの志願者にとっても魅力ある大学となるよう、他の公立大学で取組の少ない独自性のある教育内容（教育活動）も盛り込み、特色化を図る必要があるのではないか。
- ・どのような県立大学ならつくるべきかの基軸は3つある。1つ目は、アクティブ・ラーニングのような参加型の授業をなるべく多く取り入れること。2つ目は、地元の産業界や団体も巻き込み、協力を仰ぐこと。3つ目は、政策提言を行うシンクタンク機能を持つこと。
- ・高等教育機関は偏在が著しく、大都市圏に集中している。企業活動も同様だ。その中で「地域の若者や企業を支える大学」が必要だということならば日本全体が少子化の中でもつくる意味はあるのではないか。逆にいうと、設置にあたっては県内入学・県内就職の比率や産業界への貢献度などが重要となる。
- ・将来の県の大学進学率や18歳人口の推移を見据えて、大学の規模を決めていかないと、定員割れとなるのではないか。
- ・生徒自身の努力も必要だが、学ぶ意志のある生徒には、学ぶ機会を与えてあげてほしい。また、4年間で本当に実力がつく大学でなければ進学する意味がない。
- ・地元性を生かし、さらに突出した大学とするには、実践の場での学びが必要である。地域のための大学は、地域に閉じているわけではない。三重県の地域課題の解決は、日本の課題解決に繋がるかもしれない。

2 他大学の調査

他都道府県が近年設立した公立大学等のうち、「新設大学」、「短期大学から4年制に移行した大学」、「地元就職者が多い大学」の中から特に本県の参考になると思われる大学を抽出し、設立の経緯や目的、建設費や運営費、入学や就職の状況などについて調査を行っています。

これまでに調査を行った長野県立大学（長野県）、三条市立大学（新潟県）、共愛学園前橋国際大学（群馬県、私立大学）に加え、高知工科大学（高知県）、創啓大学（広島県）、富山県立大学（富山県）について、現地に赴いて調査を行いました。その概要は次のとおりです。

なお、今後の検討状況等によって、さらに調査対象を拡大する予定です。

（1）調査結果概要

①高知工科大学

開学年	平成9年度
学部・定員	システム工学群（170名） 環境理工学群（90名） 情報学群（100名） 経済・マネジメント学群（160名）
特徴 (調査対象 選定理由)	○公設民営方式で新設し、公立大学に転換。 ○集中的受講による教育効果の向上と留学をはじめとする学外学習の促進を狙う「クオーター制」、「全科目選択制」等の導入。
建設費	約250億円
運営費	53.0億円（令和2年度）
県内入学率	26.1%（令和3年度）
県内就職率	19.0%（令和2年度）
調査結果	○大学設置以前は、高知県の製造品出荷額が低く、製造業の脆弱さが課題となっていたことから、県内産業振興のため、工学系大学の新設を平成3年度から検討。 ○公設民営方式で大学を新設し、平成21年度に公立大学に転換。転換前は県内入学率が50%を超えていたが、転換後は30%前後で推移。 ○県内枠を設け、県内進学者を一定数確保している。推薦でも学力入試を課している ○県内入学率は高くはないが、学生、教員及びその家族の存在は地域住民の一定数を占め、定住人口の維持に寄与している。 ○企業とのマッチングやインターンシップを県内優先で実施するなど、県内就職にも力を入れているが、学生の希望は一部の県内企業に偏っている。工業系が中心で学生の県外志向が強く、一度は都市部に出たいなど、就職先として高知県内を選択しない理由は多様である。

②叡啓大学

開学年	令和3年度
学部・定員	ソーシャルシステムデザイン学部（100名）
特徴 (調査対象 選定理由)	○全国的に少ない学部の設置 ○完全クオーター制の導入、分野横断のリベラルアーツやデジタルリテラシー等の修得、全科目でアクティブ・ラーニング形式の授業の導入。
建設費	37.9億円（既存の建物を取得して改修）
運営費	61.5億円（令和3年度予算） ※県立広島大学分と合わせて法人全体で予算措置
県内入学率	53.5%（令和3年度、留学生を除く）
県内就職率	一
調査結果	○グローバル化の進展や本格的な少子高齢・人口減少社会の到来をふまえ、広島県・広島市・広島大学が共通認識を持ち、社会に貢献し、様々な場において継続的にイノベーションを創出できる高度人材育成について平成25年度から検討を開始。 ○卒業後半分程度が広島県を拠点として活躍することを想定していたため、県内入学者が入学者の約半数であるのは想定どおり。コロナ禍で留学生の確保が困難。 ○大学で育成をめざす人材は、県内企業へのアンケート結果から一定ニーズと合致している。 ○地域から国際社会まで広く貢献する人材を養成することを目的としており、必ずしも県内就職にこだわっていない。 ○1法人2大学（叡啓大学、県立広島大学）による管理部門などの共通化や施設の共用などで運営体制の効率化を図っている。

③富山県立大学

開学年	平成2年度
学部・定員	工学部（340名） 看護学部（120名、令和元年度に開設）
特徴 (調査対象 選定理由)	○工学部としては、県内入学率および県内就職率が高い。 ○県内産業への人材供給と若者の定着に貢献し、一層魅力ある大学となるよう学科拡充等に取り組んでいる。
建設費	工学部 - 中央棟（建物・備品）99.6億円 看護学部（建物）39.7億円 <開学時の建設費は不明>
運営費	43.2億円
県内入学率	45.1%（令和3年度、工学部のみ）/48.5%（令和3年度）
県内就職率	45.9%（令和2年度、工学部のみ）
調査結果	○県内高等教育機関の収容力が低く、多くの若者が県外への進学を余儀なくされていた現状の改善や地域の活性化を図るため、昭和56年から検討を開始。 ○学生募集担当参与による県内高校への訪問活動や県内高校との懇談会の開催により、県内高校の意見や意向の把握に取り組んでいる。 ○地元企業で構成される「富山県立大学研究協力会」が組織され、共同研究・教育奨励寄附等を通じて、緊密な関係を結んでいる。 ○初年次から一貫したキャリア形成教育を行っている。 ○県内就職定着促進員が、キャリアセンターの事業運営に携わり、学内及び企業との調整、キャリアカウンセリング、求人・インターンシップ開拓、求人・求職のマッチング等を行っている。

(2) 今後の検討の参考となる内容（※下線は今回の調査で新たに追加した参考事項）

- 設置する大学の学部・学科の検討や学生の卒業後の就職先の確保を考えると、高校生だけでなく、企業等のニーズの把握が必要。
- 県立大学の設置の必要性や求められる大学像を検討するうえで、県民のニーズ把握が必要。
- 県内入学率を高めるためには、高校生が地元に目を向ける教育の実施や積極的な高大接続・連携の取組が必要。
- 県内就職率を高めるためには、大学で地元を知る教育や地域をフィールドとした教育の実践が重要。例えば、大学が学生・地域のために存在することを認識し教職員が共通理念のもと一体となって参画する地域重視・学生中心の学校運営や、様々な主体が学生や大学を支えるパートナーになっていただくことが必要。また、「地方」の「小規模」な公立大学は、一般的にそうしたデメリットと考えられる条件を生かして、学びのフィールドをキャンパスだけでなく地域全体に広げるとともに、少人数によるアクティブ・ラーニングの実践等に取り組むことが必要。
- 地元企業への就職につながるよう、大学設置の構想段階から地元企業と連携した取組が必要。
- 県内私立大学の新学部設置による定員増という方法もあるため、県立大学の設置との比較検討が必要。
- 公立大学の運営費は地方交付税によって財政措置されており、その算定のための基準に関し、設置学部によって学生一人あたりの経費（単位費用）が異なっていることから、こうした点もふまえた検討が必要。
- 入学定員の決定要素は様々であるため、アンケート調査によるニーズ、研修・実習の受け入れ等に関して連携できる企業数、県内大学の入学定員数等を参考に入学定員の試算が必要。
- 県内産業への人材供給を大学設置の目的にすると、設置学部・学科等の検討にあたっては、県内の産業構造等の分析や企業等の採用意向などの把握が必要。
- 多様化・複雑化する課題の解決やイノベーションの創出ができる人材の養成を目的にすると、分野横断的、学際的な学部・教育内容等の検討も必要。
- 大学運営の効率化を図るために、県が設置する他の大学も含めた組織形態の検討が必要。
- 県だけでなく地元経済界も一丸となって人材育成等を行うようにするために、地元産業界と連携して、大学と緊密な協力団体を設置することが必要。
- 県内就職率を高めるため、専門の職員を配置することが必要。

3 県内高等教育機関に対する説明会の開催

県内高等教育機関に対して県立大学設置の検討状況に係る説明会を開催し、高校生等を対象にしたアンケート調査の結果や有識者会議の状況など、現在の取組状況を説明しました。

今後、県の中間報告をお示しする際には、改めて県内高等教育機関からご意見をいただく予定です。

県立大学設置の検討状況に係る説明会の概要

日時：令和3年11月19日（金）

場所：オンライン開催

出席者：県内14高等教育機関から36名（主に事務局長を対象に実施）

県内高等教育機関からの主な意見

- ・県内就職を増やすため、県内にどのような就職先を確保していくのかが重要である。
- ・地元産業界のニーズを受けてつくった大学でも、期待通りに生徒が集まらないこともある。18歳人口も減っていくなかで、更に綿密な調査が必要である。
- ・県立大学は授業料の安さが魅力であり、県内の私立大学と競合するのではないかと危惧する。県立大学の設置が私立大学の縮小・閉鎖に繋がる可能性を考えると、結果として、県内高等教育機関全体の魅力を下げていくことになるのではないか。
- ・県の高等教育機関の多様性を維持できるよう、コストとメリットを比較しながら進めていくことが必要である。経常経費の補助金や「高等教育コンソーシアムみえ」の連携した取組への支援の方が、費用対効果が高いと考える
- ・高校の進路指導の教員に、三重県の良さを伝えてもらえると、県内に進学を希望する生徒も増えるのではないかと考えられるので、進路指導の方法についても検討いただきたい。
- ・新たな高等教育機関は、県内高校生の学びの多様化だけでなく、地元企業の中核的な人材としての定着促進という観点がある。三重県の場合、愛知県という都市部を控えているという特性があり、県内大学を卒業すれば県内に就職するとは限らない。

4 今後の取組方針及びスケジュール

（1）今後の取組方針

- ① 有識者会議での議論を進め、県立大学の必要性・有効性等に関して、有識者の知見をもとに有識者会議から報告をいただきます。
- ② 有識者会議の報告やニーズ調査・先進事例調査の結果をもとに、県立大学の設置の意義について県としての考え方を示します。

（2）今後のスケジュール

12月～1月	市町への意見照会、経済団体との意見交換
12月20日	第3回有識者会議
1月下旬	第4回有識者会議
2月上旬	有識者会議から報告書の提出
3月中旬	県の中間報告作成

(3)メディアミックスによる県情報の発信について

三重県広聴広報アクションプラン(令和2年3月改訂版)に基づき、政策形成につながる広聴活動、戦略的・計画的な広報活動、職員・組織の広聴広報力の向上に取り組んでいます。

特に情報発信については、「拡散性の高い情報コンテンツづくり」、「メディアの効果的な活用」の取組視点をふまえ、メディアミックスにより県情報を県民の皆さんに届くよう取り組んでいます。

1 多様化するメディア(e-モニターアンケート結果)

(1) 県が提供している情報の入手手段

県情報の入手手段については、広報紙(県政だよりみえ)が 70%以上と最も多く、新聞、フリーペーパーなどの紙媒体からの入手が上位を占めていますが、ウェブサイトやソーシャルメディア、ニュースアプリからの入手も増加しています。

種別	メディア名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紙	広報紙 (県政だよりみえ)	73.4%	77.7%↗	73.2%↘	71.1%↘
	新聞	32.9%	44.7%↗	45.2%↗	41.9%↘
	フリーペーパー	—	12.9%↗	19.8%↗	26.1%↗
	ポスター・チラシ	17.7%	15.0%↘	18.1%↗	11.1%↘
電波	テレビ	6.1%	16.5%↗	18.4%↗	12.5%↘
	ラジオ	11.9%	6.1%↘	7.3%↗	6.1%↘
電子	ウェブサイト(県HP)	16.1%	13.3%↘	20.7%↗	21.6%↗
	ソーシャルメディア	7.1%	6.7%↘	13.2%↗	9.4%↘
	ニュースアプリ	—	2.2%	3.8%↗	5.2%↗
その他	※県データ放送 (暮らしの便利帳)	4.6%	—	—	—
	その他	1.3%	0.2%↘	1.0%↗	0.8%↘
	特に情報は得てない	10.2%	9.7%↘	9.0%↘	10.7%↗

※県データ放送「暮らしの便利帳」は平成30年度末で運用廃止

(2) 今後充実をはかるべき広報手段

今後注力すべきメディアには、広報紙、テレビなどの媒体に加え、ソーシャルメディアやウェブサイトなど電子媒体を選ぶ方が多くなってきています。

種別	メディア名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紙	広報紙	49.4%	50.3% ↗	48.4% ↘
	新聞	34.3%	32.7% ↘	26.8% ↘
	フリーペーパー	19.4%	20.5% ↗	17.4% ↘
	ポスター・チラシ	16.6%	18.3% ↗	15.1% ↘
電波	テレビ	35.9%	37.2% ↗	36.6% ↘
	ラジオ	14.3%	12.3% ↘	15.5% ↗
電子	ウェブサイト	35.6%	38.6% ↗	43.2% ↗
	ソーシャルメディア	45.0%	49.2% ↗	49.9% ↗
	ニュースアプリ	17.7%	21.2% ↗	24.3% ↗
その他	その他	2.2%	1.2% ↘	1.5% ↗

(3) アンケート結果の分析

アンケート結果から以下の分析を行いました。

- 紙媒体、電波媒体、電子媒体ともに県の情報入手手段として活用されている。
⇒各メディアとも県情報入手の重要なツールになっている。
- 県政だよりや新聞などの紙媒体による情報の入手割合が高く、県の広報活動においては、実際に手にとって見られるメディアの影響力が依然として強い。
⇒現時点では、紙媒体での情報発信は依然重要な位置づけにあるものの、今後の動向を注視していく必要がある。
- 県政だよりやテレビの充実を図る意見が多いものの、ウェブサイトやソーシャルメディアなどの電子媒体の充実を求める意見の伸びが高い。
⇒情報入手手段としてパソコンやスマートフォンの普及率増加を背景とした、即時性・携帯性に優れた電子媒体への期待が高まっているためと推測される。

※三重県のスマートフォン世帯普及率:平成30年度 75.9%、令和2年度 86.5%

(出典:総務省 通信利用動向調査)

これらの分析結果から、より多くの方に県情報を手にとってもらうためには、特定のメディアに偏るのではなく、多様なメディアを上手に組み合わせて、情報発信することが必要と考えます。

2 メディアミックスによる県情報の発信

メディアミックスの取組として、令和元年度以降に新たに取り組みはじめたメディア別の活用事例とその効果は次のとおりです。

(1) 紙媒体、電波媒体

- ・ 県政だより、フリーペーパー

県からのお知らせ・イベント情報のコーナーを設けるとともに、2次元コードを掲載し、動画連動やウェブサイトへの誘導を行う。

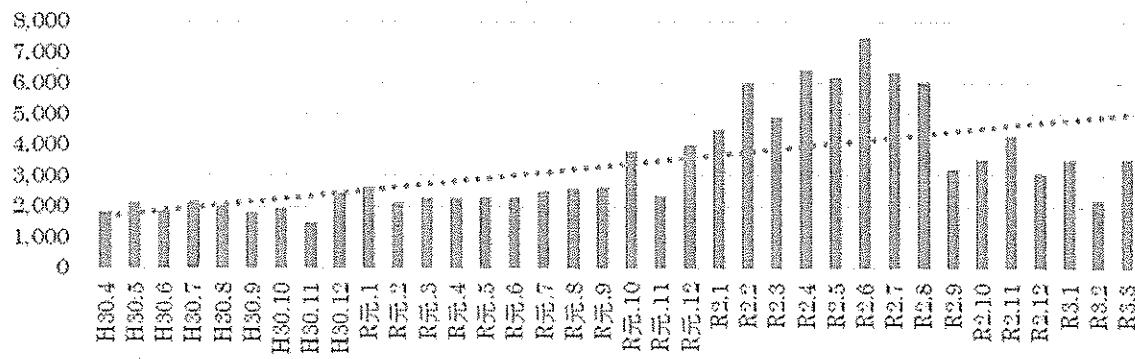
- ・ 新聞

2次元コードを掲載し、動画連動やウェブサイトへの誘導を行う。

- ・ テレビ

県政だよりの内容を三重テレビで映像として放映するとともに、ウェブサイトへの誘導を行う。

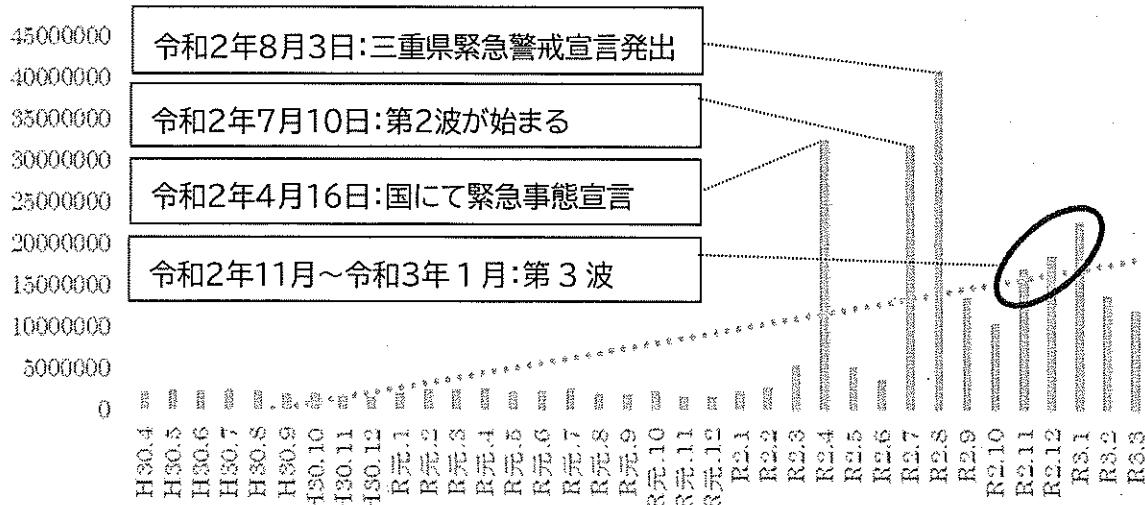
「県政だより みえ」ページアクセス数



(2) ウェブサイト

- ・ お知らせ、イベントコーナーの新設
- ・ 新型コロナウイルス感染症特設サイト構築（令和2年4月23日公開、365日運用）

ホームページアクセス数



(3) ソーシャルメディア

- ・フェイスブックに加え、県情報を発信するためツイッターの運用を開始し、新型コロナウイルス感染症の情報を365日配信
- ・フェイスブック、ツイッターからウェブサイトへ誘導
- ・年齢や地域などターゲット別に情報が届けられるフェイスブック広告の運用開始

メディア	フォロワー数			運用開始日
	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (11月1日現在)	
フェイスブック三重県	2,665	3,125	3,251	H27.10.1
ツイッター三重県	3,662	18,839	23,054	H31.4.1

(4) スマートフォンアプリ

- ・ニュースアプリ「スマートニュース」に三重県公式チャンネルを開設(令和元年10月25日)し、県政だより、三重県のお知らせ・イベント情報等を配信
- ・同三重県チャンネル内トップに、新型コロナウイルス感染症の情報コーナーを設置
- ・スマホアプリ「マチイロ」で県政だよりの情報を配信

3 取組の成果と課題

新たなメディアの導入やSNSの積極的な活用により、副指標である「県が行っている広聴広報活動の実施件数」「県広報プロモーションのファン数」は順調に推移し、実績値が目標値を上回っています。

しかしながら、主指標「県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合」については、上昇傾向にはありますが、目標値には届いていない状況です。

(1) 主指標<県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	35.0%	50.0%	35.0%	40.0%
実績値	28.6%	28.9%	31.8%	-

※令和元年度までの主指標は、「得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合」

(2) 副指標<県が行っている広聴広報活動の実施件数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (11月1日現在)
目標値	-	-	6,150件	6,300件
実績値	-	6,445件	11,662件	7,836件

(3)副指標<県広報プロモーションのファン数>

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (11月1日現在)
目標値	42,000 人	42,000 人	62,500 人	65,000 人
実績値	43,490 人	56,199 人	75,516 人	79,173 人

4 今後の取組

今後もe-モニター等のアンケート結果を分析しながら、県民の皆さんが必要な時に必要な県の情報を得られるよう、それぞれのメディアの特性を生かすとともに、新たなメディアの導入やメディア構成も検討し、メディアミックスを進めることで、さらなる効果的な情報発信の改善をはかります。

(4) SDGs 推進パートナー登録制度について

三重県では持続可能な社会の実現に向け、SDGs の推進に取り組んでいます。

この度、県内の企業・団体等のSDGs の取組を推進するため、登録制度を創設し、本年11月1日から運用を開始しています。

1 制度概要

(1) 登録制度の目的

県内における企業や団体等のSDGs に向けた取組見える化し、県が後押しすることで持続可能な社会の実現に向けた取組を広げていく。

(2) 登録制度の対象

三重県内に事業所等を置く法人、団体又は個人事業主等

(3) 登録要件

- ・SDGs の達成に向けた2030年のめざす姿や、経済・社会・環境の3側面における重点的な取組・指標の設定（別添1）、チェックリスト（別添2）による、SDGs の17のゴール及び169のターゲットと関連付けた自らの取組内容により登録



(4) 登録のインセンティブ

- ・「三重県SDGs推進パートナー」として、県が公式ホームページ等で対外的にPR
- ・名刺やホームページ、商品などにオリジナル登録マーク（右図）を使用可能

(5) 登録申請期間

- ・通年受け付け、四半期ごとに登録
(令和3年12月までの受付分は令和4年1月に登録)
- ・登録有効期間は登録の日から3年間
(参考) 12月8日時点の申請件数 78件

(6) 登録制度を進めるための企業との連携

- ・本制度の普及をはじめ、三重県内におけるSDGs の推進とともに進めていくため、株式会社百五銀行及び東京海上日動火災保険株式会社と、SDGs の推進に関する連携協定を令和3年11月4日に締結

（主な協定締結内容）

- ①情報発信：支店・代理店の営業網を活用し、登録制度を県内企業に普及
- ②事業者間の情報交換の場づくり：登録者向けセミナー等の実施を今後検討
- ③SDGs の普及啓発：県の実施する説明会等でのSDGs に係る講演等
- ④事業者のサポート：登録に向けた事業者支援、登録後の伴走

2 今後の対応

S D G s に取り組む企業・団体等の裾野を広げるため、本制度の一層の認知向上や、新規・継続の登録を促進するためのインセンティブの検討が必要です。

このため、連携企業や、商工関係の各種団体等に御協力いただきながら、広く本制度を周知し、より多くの登録につながるよう、取り組んでいくとともに、登録後のサポートなどのインセンティブについて検討を進めていきます。

<記載例>

(様式第1号)

令和3年〇月〇日

三重県SDGs推進パートナー 登録申請書

三重県知事 あて

所在地	三重県津市広明町13
企業・団体等名	株式会社SDGs三重企画
代表者	代表取締役 三重 太郎
電話番号	059-224-2025

三重県SDGs推進パートナー登録制度要綱第5条第1項の規定により、三重県SDGs推進パートナーの登録を申請します。

<登録申請者概要>

(ふりがな)	(えすでいーじーずみえきかく)
団体名	株式会社SDGs三重企画
郵便番号	〒514-8570
事業所等所在地	三重県津市広明町13
本社等所在地	三重県津市広明町13
電話番号	059-224-2025
形態	法人 団体、個人事業主、その他()
業種	サービス業(他に分類されないもの)
職員・従業員数	10人
事業概要	イベント・セミナーの企画・実施 動画・SNSを活用した広報・プロモーションの企画製作
ホームページ URL	(トップ)https://www.pref.mie.lg.jp/index.shtml (SDGs)https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUKU/HP/m000 5000049.htm
担当者	所属:企画広報課 職:主任 氏名:三重 花子 電話番号:059-224-2025 メールアドレス:sdgs@pref.mie.lg.jp
情報共有 (該当箇所に□)	□登録情報について、県が HP 等で公表することに同意します。また、県が当社・当団体の事業所等が所在する市町に、情報を共有することを同意します。 □三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)第2条に規定する暴力団、暴力団員ではありません。 □その他、重大な法令違反はありません。
その他 (該当箇所に□)	

[添付資料]
□様式第2号(SDGs達成に向けた取組チェックリスト)
□その他参考資料()

提出について:

本申請は、この様式をWordファイル形式で作成していただき、メールに添付して提出してください。

提出にあたっては、PDFファイル等の別形式に変更しないでください。ただし、ZIPファイル形式の圧縮は可能です。

別添1

<SDGs達成に向けた、2030年もしくは3年後までの経営方針と目指す姿>

- ①プロモーション事業やイベント事業を通じて地域の企業の魅力を発信することで、企業と企業、人と人をつなぎ、新たな価値を生み出します。
- ②社員が健康に活動にも積極的に参加できる職場環境をめざします。

<SDGsに関する重点的な取組及び指標>

三側面 (分野に□)	SDGsに関する重点的な取組	指標
<input checked="" type="checkbox"/> □社会 □環境	プロモーション事業における社会貢献に関する情報を発信件数	10件／年
<input checked="" type="checkbox"/> □社会 □環境	社員が健康に働き続けられるよう、定期健診の受診を奨励する。	定期健診受診率 100%
<input checked="" type="checkbox"/> □社会 □環境	現在実施している中学校でのホームページ制作成体験講座や清掃活動への参加を継続する。	中学校向けホームページ作成体験講座の実施、清掃活動への参加 各1回／年

・「SDGsに関する重点的な取組」には経済・社会・環境の3側面について、重点的な取組を記載してください。
 また、この欄に記入された場合は、必ず「指標」も記入をお願いします。
 「指標」には、それぞれの取組に対する「目指す姿」の実現を念頭に、更新時(申請の日から3年以内)までの目標(少なくとも1つ)を記載してください。

<SDGs達成に向けた、2030年もしくは3年後までの経営方針と目指す姿>

SDGs達成に向けた、2030年もしくは3年後までの経営方針と目指す姿
 SDGsの目標年である2030年に向けて、SDGsの17のゴールとの関わりの中で持続可能な発展をしていくために、自社がどのような役割を果たすべきか、あるいは、どうありたいか、経営理念等と照らし合わせながら、目指す姿を記入してください。

2030年の目標の記入が難しい場合は、申請時から3年後の目標を記入してください。
 2030年と3年後のどちらを記入したかわかるよう、左のチェック欄に片方だけチェックを入れてください。(□マークをクリックすると□マークに変わります。)

三側面:
 重点的な取組が経済・社会・環境のどれに該当するか、あてはまるものをすべてチェックしてください。(□マークをクリックすると□マークに変わります。)1つの取組が三側面すべてに該当する必要はありませんが、取組全体で三側面すべてを満たすようにしてください。

SDGsに関する重点的な取組:
 「目指す姿」の達成に向けた、申請から更新までの3年間で取り組むことを3つまで記入してください。必ずしも空欄をすべて埋める必要はありませんが、1つ以上記入してください。
 在記の記載例や様式第2号(SDGs達成に向けたチェックリスト)の内容も参考にしながら、すでに取り組んでいること、これから取り組むことについて、ぜひ社員の皆さんと一緒に考えてみてください。

指標:
 「SDGsに関する重点的な取組」に対応する3年間の目標を記入してください。目標設定の際は、自らの活動を客観的に把握できるよう、最低1つは数量目標を設定してください。
 社員の皆さんがあれとなつて取り組めるよう、目標設定についても、ぜひ社員の皆さんと一緒に考えてみてください。

経済・社会・環境の3側面について:

私たちは、地球環境の中で社会を構築し、経済活動や消費活動を行っています。
 経済成長に目を向けるあまり、環境破壊や過剰な労働が生じては、持続可能な発展は望めません。

このため、自らの活動を、経済・社会・環境の3つの側面においてバランスよく進めるとともに、顧客や取引先などと協力し、相互に補い合いながら取り組むことが、長期的に自社の企業価値を高めることにつながります。

(株式第2号) SDGs達成に向けた取組チェックリスト 記載例

分類	項目名	内容	具体的な取組 (記載例)	レベル	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
組織体制	経営理念	経営理念及び経営目標を社内で共有、実践している	・経営理念や経営目標を社員に説明し、共有している ・社内報や掲示板等で法令順守（コンプライアンス）の重要性を周知している	基本	8	9												17
	法令遵守	法令遵守の考え方で社会や環境に及ぼす影響を把握し、対応している	・社内報や掲示板等で法令順守（コンプライアンス）の重要性を周知している ・CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の考え方で社会や環境に及ぼす影響を把握し、対応している	基本	8	9												17
	社会的責任	CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の考え方で社会や環境に及ぼす影響を把握し、対応している	・CSR担当者を置いている ・CSR担当部署を策定している ・CSR方針を策定している	基本	8	9												16
	ステークホルダーとの対話	ステークホルダー（顧客、取引先、投資家等）との対話を通じて、自社の活動がスステークホルダーに対する影響を把握し、適切に対応している	・アンケートなどで顧客の声を取り入れている ・取引先や行政機関など、ステークホルダーと連携した取組を進めている	基本	8	9												16
	事業継続	事業継続に関する検討・対策を行っている	・事業継続計画を策定している ・事業継続計画を実施している ・リスクマップ等を活用してリスクの洗い出しや評価を行い、対策を講じている	チャレンジ	4													16
	事業承継	事業承継に関する検討・対策を行っている	・後継者候補を育成している ・事業承継計画を作成し、検討を進めている	チャレンジ														17
	公正な競争	汚職や贈収賄の禁止、不正競争行為に觸れていない方針を掲げ、社員に周知している	・不正防止について、就業規則等に明記している ・コンプライアンス研修を実施している	基本														16.5
	知的財産保護	知的財産権を侵害しないよう、適切に対応している	・特許、商標等の知的財産権を取得している ・製品開発における特許侵害調査を実施している	基本														16
	個人情報保護	個人情報を適切に管理している	・個人情報保護方針を定めて公表している ・個人情報保護に関する社内研修を行っている ・契約締結時に個人情報保護に関する条項を盛り込んでいる	基本														16
	サプライチェーン管理	サプライチェーンにおける環境への悪影響や人権侵害などについて取り組んでいる	・取引先の活動にも関心を持ち、対話に努めている ・地球環境や人権侵害への配慮など、取引先と問題意識の共有に努めている ・紛争解決物を扱っていないことを確認している ・フェアトレード製品を調達している	チャレンジ	1	2												17

別添2

分類	項目名	内容	具体的な取組 (記載例)														主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)		
			レベル	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
差別の禁止	性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別の禁止を防ぐ教育体制や相談する性別指向（自己についての認識）や性自認（性別の性別についての認識）を理由とする不正な差別的取扱いが起きないよう、差別の禁止を設けている	雇用、教育、昇進・昇用、福利厚生など異なる雇用条件で、差別しない体制を構築し、啓発トップアスが積極的に開拓している（人権研修の実施、相談窓口の設置）	基本				4.3 4.5 4.7	5			8.5 8.8		10.2 10.3						16.7
人権を尊重する社会	セクハラ、マタハラ、バーチャル、ルール・教育・相談体制を整備している	・カミングアウトの強制及び禁止をしてはいけない（表する暴露（アウトティング））をしてはいけない（反する性別を社内で共有している（県条例リーフレットの回観等））	基本				4.3 4.5 4.7	5			8.5		10.2 10.3						16.7
公正な待遇	業務中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる	・ハラスメントの禁止を就業規則に明記している ・ハラスメント防止研修の実施や相談窓口を設置している	基本				4.3 4.5 4.7	5			8.5		10.2 10.3						16.7
労働時間：ワークバランス	働き方の見直し等により、過度な長時間労働を防ぎ、家事と仕事の両立を図るためにワークライフバランスを推進している	・定期的に安全確認を行っている ・社員向けの労働安全衛生講習会を実施している ・安全衛生優良企業制度認定（厚生労働省）を得ていている	基本				3				8.8								
人材育成	従業員の健康経営を実践している	・同一労働同一賃金等の原則に沿った公正な待遇を行っている ・残業時間などの働き方改革に取り組んでいる ・男性の育児休暇取扱いを奨励している ・「みえの働き方改革事例推進企業」に登録している	基本				5.5				8.5		10.2 10.3						
健康経営	適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している	・職務や役割に応じた研修を実施または奨励している ・社員のキャリア向上のために資格取得を奨励している ・社員の健康に留意し、心身の不調を早期に発見できるよう対話に努めている ・全国健康保険協会けんぽ三重県の保険者者が実施する健康宣言事業へ参加している ・県の「三重こわか健康経営カンパニー」の認定を受けている	基本				4	5.5			8	9						17	
ダイバーシティ経営	多様な人材（女性、外国人、障がい者、高齢者等）が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる	・産育休からの復帰がしやすい職場づくりに努めている ・「女性の活躍推進三重県会議」に参加している ・「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」に登録している	チャレンジ				4.3 4.5 4.7	5			8.5 8.8		10.2 10.3					16.7	
DXの推進	ICTやAIを活用したデジタル化やオンライン化等のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により業務の効率化やビジネスモデルの変革に取り組んでいる	・テレワーク、Web会議を積極的に導入している ・AI、ロボットなど新たな技術を活用した製品やサービスの開発に取り組んでいる	チャレンジ				4	5.5			8	9	11	12					

分類	項目名	内容	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)														
			1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収	15 資源 回収
環境	具体的な取組 (記載例)	環境に優しい製品やサービスの提供等を通じて生物多様性保全に配慮している ・事業活動が生物多様性や生態系に及ぼす影響を把握している	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
エネルギー	生物多様性 自社活動が生物多様性や生態系に悪影響を及ぼさないよう配慮している	・エネルギー取り組みで、ウォームビーズに取り組んでいる ・LEDに切り替え、節電に取り組んでいる ・県の「ライトダウン運動」に協力している	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
3 R の推進	電力やガソリンなど、自社のエネルギー使用量を把握し、その削減に取り組んでいる	・不要なコピーをやめるなど、紙ごみを減らしている ・過剰な包装をやめるなど、使い捨てプラスチックの使用を減らしている ・ごみを減らし、資源を有効的に繰り返し使うため、発生抑制(リデュース)、再使用(リサイクル)に取り組んでいる	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
環境汚染予防	廃棄物や有害化学物質の適切な管理、及び処理に取り組んでいる	・廃棄物削減のための計画を策定している ・法令で規制されている有害化学物質を把握し、削減のための計画を策定している ・資源を適切に分別して資源を組んでいる	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
水の管理	水資源の利用状況を適切に管理している	・雨水の適切な処理に取り組んでいる ・水源から養に取り組んでいる	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
環境	環境に配慮した製品の購入や製品の開発・製造に取り組んでいる(グリーン購入、リサイクル製品認証等)	・環境に配慮した製品を優先的に購入している ・自家製品に対するライフスタイルでの環境影響の把握を行っている	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
資源のスマートな利用	資源のスマートな利用に取り組んでいる	・「みえスマートアクション宣言事業所」に登録している	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの利用に取り組んでいる	・工場やオフィスへ太陽光パネルを設置し、利活用している ・グリーン電力の調達、利用に努めている	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
環境マネジメントシステム	ISO14001、M-EMS等の環境マネジメントシステム	・M-EMSの認証を取得している ・ISO14001の認証を取得している	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
環境情報開示	環境の取組に関する情報を正しく開示している	・環境報告書を発行している ・ホームページ等で環境情報を公開している	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収
天然資源の持続的利用	天然資源の持続的利用に取り組んでいる	・FSC認証木材やMSC/AOC認証水産物など、資源の持続的利用に配慮した認証製品を使用している ・非合法材を使用していないことの確認を行っていない	レベル 基本	1 人間 社会	2 経済 成長	3 環境 保全	4 エネルギー 資源	5 資源 循環	6 資源 効率化	7 資源 再生	8 資源 供給	9 資源 回収	10 資源 回収	11 資源 回収	12 資源 回収	13 資源 回収	14 資源 回収

分類	項目名	内容	具体的な取組 (記載例)													
			1 資源循環型 社会	2 資源循環型 産業	3 資源循環型 農業	4 資源循環型 エネルギー	5 資源循環型 都市	6 資源循環型 森林	7 資源循環型 生物多様性	8 資源循環型 土壤	9 資源循環型 地盤	10 資源循環型 空気	11 資源循環型 水素	12 資源循環型 資源開発	13 資源循環型 資源供給	14 資源循環型 資源利用
環境	2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、排出の抑制に取り組んでいる取組	・算定ツールなどを利用して温室効果ガス排出量を把握し、削減の目標や計画を策定している ・SBTやRE100等の脱炭素経営に取り組んでいる	レベル 													
環境	食品ロスの削減	・規格外や未利用の農林水産物を有効活用してい ・小盛りメニューの導入や持ち帰りへの対応を行つて ・フードバンクへ食品を提供している	レベル 													
環境	森林資源の循環利用に取り組んでいる取組	・敷地面積内に取り組んでいる ・壁面緑化に取り組んでいる	レベル 													
環境	海洋ごみ	・「植え、育て、収穫し、また植える」持続的な森林利用への取組を推進している ・環境中で分解しにくくプラスチックの使用を減らすなど、海洋ごみ削減・海洋汚染の防止に貢献している	レベル 													
製品・サービス	製品・サービスの安全性和品質を確保する仕組みを構築している取組	・製品・サービスの安全性や品質を確保する仕組みを構築している ・障がい者や高齢者だけでなく、誰もが利用しやすいサービスの提供や、職場環境づくりを行っている	レベル 													
製品・サービス	社会課題解決	・地産地消を推進し、三重県産の原材料を優先的に使用している ・社会課題を解決するための製品・サービスの開発・展開に取り組んでいる	レベル 													
製品・サービス	木質化への取組	・自社の軽務室等の天井や床、壁等の内装に木材を使用している ・地域における産業富連携等により新たな品種を開発するなど、地域レベルで農林水産業の生産能力向上に努めている	レベル 													

(5) 北朝鮮による拉致問題の解決に向けた取組について

北朝鮮による拉致問題は、政府の責任において解決すべき重要課題ですが、その取組には国内外の世論の高まりが必要です。このため、県としても、県民の皆さん一人ひとりに関心を持っていただき、理解を深めていただけるよう、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に行方不明者による啓発、広報紙による啓発、ホームページでの情報発信に加え、次の取組を実施しています。

1 「拉致問題を考える国民の集い in みえ」

政府拉致問題対策本部、三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟と共に北朝鮮による拉致被害者ご家族や三重県に関わりのある拉致の可能性を排除できない行方不明者のご家族の訴えを直接県民の皆さんに届ける機会を設けました。

この集いは、平成27年度に続き県内で2回目となり、当日は120名を超える方々にご参加いただくとともに、インターネットによる同時配信を行い、より多くの方々に拉致問題について考えていただけるようにしました。

(1) 開催日 12月4日（土）

(2) 場 所 大山田コミュニティプラザ（桑名市）

(3) 内 容 ①横田拓也 氏（拉致被害者ご家族）からの訴え

【訴えの内容】

- ・家族が高齢化しており、一刻も早い解決が必要。拉致被害者全員の帰国の実現に向け、政府は北朝鮮へ強く働きかけてほしい。
- ・拉致は誰の身にも起こり得ることであり、横田家に起きた特別な事と思わず、自分たちのこととして考えてほしい。

②辻 太一 氏（三重県に関わりのある拉致の可能性を排除できない行方不明者ご家族）からの訴え

【訴えの内容】

- ・拉致の可能性を排除できない行方不明者について知られていない。もっと関心を持ってほしい。

③阿部雅美 氏（元産経新聞社記者）による講演

【講演内容】

- ・拉致問題をめぐる報道についての変遷や被害者家族の置かれていた状況等を知っていただきたい。
- ・もっと早く報道機関が拉致問題を取り上げ、世論が高まっていれば、拉致被害者の状況は違っていたはずである。拉致問題の解決に向けては、国民の関心が推進力となる。

④啓発アニメ「めぐみ」の上映

(4) 参加者の感想

参加者から、次のような感想をいただきました。

- 一刻も早い問題の解決をめざして私たち一人ひとりが何ができるのか考えていかなければならぬと思った。
- 被害者ご家族の方の生の声を聞く機会は初めてであり、自分にできることからしていると思った。
- 今までニュースで拉致問題があることは知っていたが、他人事のように感じていた。すべての国民が自分事として関心をもってもらえるよう、これからも応援していくたい。



(横田拓也氏からの訴え)

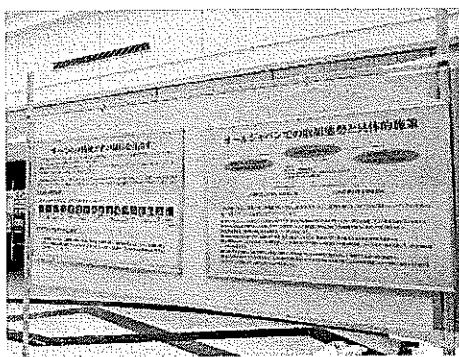


(阿部雅美氏による講演)

2 北朝鮮拉致問題に関するパネル展示と拉致被害者ご家族の写真展の開催

拉致問題の解決に向けて、県民の皆さんに关心を持っていただき、認識を深めていただけるよう、北朝鮮拉致問題に関するパネルと拉致被害者ご家族の写真を展示しています。

- (1) 期 間 12月11日（土）～12月19日（日） 9:00～17:00
- (2) 場 所 三重県人権センター アトリウム
- (3) 内 容 北朝鮮拉致問題に関するパネルと、横田めぐみさんご家族の写真を展示しています。



(北朝鮮拉致問題に関するパネル)



(横田めぐみさんご家族の写真)

3 今後の取組方針

拉致問題の解決に向けては、より多くの県民の皆さんに認識を深めていただくことが大切であるため、今後も引き続き、様々な手法により啓発に取り組んでいきます。

(6) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

1 第109回近畿ブロック知事会議

- (1) 開催日 令和3年10月28日(木)
(2) 開催場所 大阪府大阪市（ハイアットリージェンシー大阪、大阪府咲洲庁舎）
(3) 概要
- 国への提言項目について協議し、「新型コロナウイルスと共存する持続可能な新たな社会づくりに向けた提言」をはじめ、「国の新規就農支援策の見直し」などを国に提言していくことで合意しました。なお、一見知事から、新型コロナ感染症の感染症対策に関して、「みえコロナガード」について、特に、感染拡大防止アラート等の設定、及び医療提供体制の整備について説明しました。
うち、本県が提出した項目は、次の3項目です。
 - ・ 産廃特措法失効後の安全性の確保に向けた取組への財政支援について
 - ・ 希望がかなう少子化対策
 - ・ 高規格幹線道路網の早期整備
 - 夢洲の万博会場予定地を大阪府咲洲庁舎50階から一望しつつ、万博のコンセプトや開催に向けた進捗状況等について説明を受けるとともに、意見交換を行いました。一見知事は、この万博の機会を活用し、三重県の観光振興にしっかりとつなげていきたい旨を発言しました。

2 全国知事会議

- (1) 開催日 令和3年11月26日(金)
(2) 開催場所 東京都千代田区（都道府県会館）
(3) 概要
- 実効性のある新型コロナ感染症の感染対策を早期に具体化するとともに、社会経済活動の維持と再生に向け、新たな経済対策にスピード感をもって取り組むことを求める「第6波への備えと日常生活の回復に向けた緊急提言」をはじめ、各分野における脱炭素施策の推進を求める「脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言」、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等を内容とする「令和4年度税財政等に関する提案」等について協議を行い、国に提言していくことが合意されました。
さらに、「大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）の成功に向けた取組みの推進について」が決議されました。

(7) 審議会等の審議状況について

(令和3年10月6日～令和3年11月21日)

(戦略企画部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開・個人情報保護審査会
2 開催年月日	令和3年10月20日、10月28日、11月17日
3 委員	会長 高橋 秀治 会長職務代理 片山 真洋 委員 内野 広大 他5名
4 諒問事項	開示決定等に係る審査請求事案について
5 調査審議結果	審査請求2事案について審議されました。
6 備考	

